○農林水産省告示第千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県江津市桜江町今田五三四の一・桜江町川戸九〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県出水郡長島町平尾字馬垣ノ迫二一五八の一〇、字津風呂二一六一の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町開田高原西野六九九八の五三、六九九八の五七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字西原一〇五五の一一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字内野四五〇の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大山町西大山字高野嶽九一八七の七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第百七十一号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、基準備蓄量を次のように減少することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十七日

経済産業大臣　海江田万里

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定に基づき、基準備蓄量（法第五条第一項に規定する基準備蓄量をいう。以下同じ。）を減少するため、平成二十三年七月二十七日から平成二十三年十二月三十一日までの間に石油精製業者等（同項に規定する石油精製業者等をいう。）が常時保有すべき石油の数量に係る基準備蓄量の算定は、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

基準備蓄量は、届出月（法第五条第一項に規定する届出月をいう。以下同じ。）の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者（法第二条第五項に規定する石油精製業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品（同条第二項に規定する指定石油製品をいう。以下同じ。）の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者（同条第七項に規定する特定石油販売業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者（同条第八項に規定する石油輸入業者をいう。）にあっては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。

一　その者に係る施行規則第八条第二項第一号に掲げる数量に六十七を乗じて得られる数量

二　その者に係る施行規則第八条第二項第二号に掲げる数量に十四を乗じて得られる数量

三　その者に係る施行規則第八条第二項第三号に掲げる数量に十四を乗じて得られる数量

四　その者に係る施行規則第八条第二項第四号に掲げる数量に六十七を乗じて得られる数量

五　その者に係る施行規則第八条第二項第五号に掲げる数量に六十七を乗じて得られる数量

六　その者に係る施行規則第八条第二項第六号に掲げる数量に十四を乗じて得られる数量

七　その者に係る施行規則第八条第二項第七号に掲げる数量に十四を乗じて得られる数量

○国土交通省告示第七百九十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十三年八月六日から同年八月七日までの毎日午前六時から午後七時までの間に限る。）。

平成二十三年七月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

福岡県柳川市大字本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第七百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ポンオカバルシ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野

七一七番二　一号

七一七番一地先河川敷　二号及び三号

七一七番一　四号及び五号

七一七番五地先河川敷　六号

六九九番一五地先河川敷　七号

六九八番七　八号

六九八番一五地先河川敷　九号

六九八番一　十号

七〇〇番一地先河川敷　十一号

七〇〇番七地先河川敷　十二号

○国土交通省告示第七百九十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の名称

日本管財株式会社

二　住所

兵庫県西宮市六湛寺町九番十六号

三　代表者氏名

代表取締役　福田慎太郎

四　登録年月日

平成二十三年七月十三日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

東京支店　東京都千代田区神田多町二丁目二番地神田二十一ビル